

株式会社京葉興業 廃水処理プラント

# 搬入の手引き

令和5年2月改定

株式会社京葉興業（以下「弊社」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令、弊社の自主基準を遵守することにより、廃棄物を適正かつ安全に処分を行います。弊社廃水処理プラントに産業廃棄物を処分委託される場合は、この「搬入の手引き」に従ってください。

## <目次>

1. 施設の所在地、許可番号、処理方法
2. 受入時間及び休業日
3. 搬入要件
4. 搬入できる産業廃棄物
5. お申込み
6. 事前調査・審査
7. 委託契約の締結と解除
8. 申込内容の変更等
9. 搬入量の計算
10. 処分料金
11. 搬入予約
12. 場内搬入手順
13. 運搬～受付～搬入時の注意事項
14. 抜取検査
15. 受入停止・受入拒否
16. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

## 1. 施設の所在地、許可番号、処理方法

(株)京葉興業 中間処理場 施設名称 廃水処理プラント

### 1) 所在地

〒136-0075

東京都江東区新砂3丁目11番13号、15号

TEL : 03-3640-3073 FAX : 03-5606-1870

### 2) 許可番号

東京都産業廃棄物処分業 第13-20-005618号

施設許可：脱水 産施 90213号、乾燥 産施 340号

### 3) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

油水分離、生物処理、中和、脱水、乾燥、破碎

	中間処理の方法	産業廃棄物の種類	処理能力
系統1	油水分離、生物処理、脱水、乾燥	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物残さ	360 m <sup>3</sup> /日
系統2	脱水	汚泥	20 m <sup>3</sup> /日
系統3	中和	廃酸、廃アルカリ	20 m <sup>3</sup> /日
	破碎	廃プラスチック類	2.34 t/日
		ガラス、コンクリート、陶磁器くず	40.5 t/日
		金属くず	9.36 t/日

## 2. 受入時間及び休業日

### 1) 受入時間

24時間

※ 完全予約制（11項「搬入予約」を参照）

### 2) 休業日

なし

※ 日曜日、祝日に関係なく365日営業

### 3) 受入時間・休業日の変更

次の場合にやむを得ず、受入時間・休業日を変更することがあります。その際は、処理場又は営業担当者からファクシミリ又は電話にて、ご連絡致します。

① お盆期間及び年末年始

② 大規模修繕又は設備故障

③ 大雨、強風、台風、大雪、災害等の不可抗力によるやむを得ない事由

### 3. 搬入要件

- 1) 弊社との産業廃棄物処分委託契約を締結した事業者様
- 2) 前項1)の事業者様との産業廃棄物収集運搬委託契約を締結、弊社と基本契約を締結した収集運搬業者様
- 3) この「搬入の手引き」を順守し、弊社指定書類を提出していただいた事業者様

### 4. 搬入できる産業廃棄物

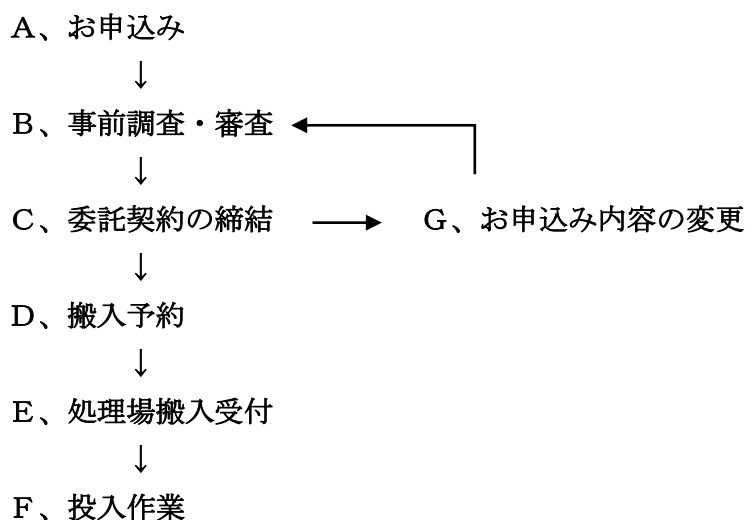
- 1) 弊社の定める受入基準（別紙1「受入基準」及び別紙2「判定基準」）に適合するもの  
※判断しにくいものは、別途ご相談
- 2) 弊社の事前審査に適合するもの
- 3) 弊社が認めたもの

※ 取り扱う標準的な廃棄物の性状

性状項目		単位	目安値
水素イオン濃度	pH	-	4～9
生物化学的酸素要求量	BOD	mg/L	20,000～30,000
浮遊物質	SS	mg/L	20,000～30,000
ノルマルヘキサン抽出物質	n-Hex	mg/L	5,000～10,000

### 5. お申込み

産業廃棄物の中間処理を弊社へ委託される排出事業者様は、廃棄物の排出事業場ごとに、関係書類を提出してください。以降の事前調査・審査から廃棄物の受入処理までは以下の流れになります。



1) お申込み先

**本社営業 1 部** 〒133-0061

東京都江戸川区篠崎町 1 丁目 2 番 6 号

TEL 03-3678-0112 FAX 03-3678-9140

**廃水営業課** 〒133-0061

東京都江戸川区篠崎町 7 丁目 10 番 14 号

TEL 03-5664-6067 FAX 03-5664-6068

**福島支店** 〒969-0101

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山 1

TEL 0248-53-3730 FAX 0248-53-4244

2) 必要書類等

- ① 会社案内（パンフレット）又は、業務の内容が明記されたもの
- ② WDS（廃棄物データシート）等の廃棄物の性状・発生工程・取扱注意事項が明記されたもの
- ③ 計量（分析）証明書  
※ 環境計量事業所又は公共機関の発行した溶出試験であって、6ヶ月以内に発行されたもの
- ④ 廃棄物のサンプル（可能であれば現場写真も）

**6. 事前調査・審査**

- 1) 弊社では、お申込みを受けた産業廃棄物について、書類審査、事業所調査、サンプル調査等により受入基準に適合するかどうかの事前審査を行います。
- 2) 事前審査の結果、受入を承諾するときは、その旨を通知します。
- 3) オフィスビル、ホテル、学校等の建築物に付属する排水槽設備（通称：ビルピット）やレストラン等の厨房施設に付帯するグリストラップの清掃作業に伴って発生する廃棄物は別途、協議の上、サンプル、計量証明書等の必要書類を省略できるものとします。ただし、異物等が流入した場合及び日量 30t 以上の搬入の場合は事前にご相談ください。

**7. 委託契約の締結と解除**

弊社の受入承諾の通知後に、「産業廃棄物処理委託契約書」の締結をしていただきます。ただし、諸問題（当方の注意の無視、受入基準違反）及びその改善がなされないことにより、弊社が受入困難と判断した場合は、契約を解除する場合がございます。

## 8. 申込内容の変更等

申込内容の変更は、次の手続きを行ってください。

- 1) 排出事業場の追加は、新規にお申し込みをしてください。
- 2) 排出事業者様及び排出事業場の所在地・名称等の変更、担当部署及び担当者の変更等、変更があった場合は事前にご連絡ください。同様に収集・運搬業者様の変更も事前にご連絡ください。ただし、委託する産業廃棄物の量の減少、期間の短縮は除きます。
- 3) 契約解除を希望する排出事業者様は、契約解除通知書をご提出してください。

## 9. 搬入量の計算

搬入量の計算方法は、次のとおりとします。

- 1) 総重量と空車重量を量り、総重量と空車重量の差を搬入量とします。
- 2) 契約内容によって、容量を搬入量とすることもあります。ただし、その場合であっても、重量の計量を行います。
- 3) 排出事業所にて計量を行い、受付する場合は予め協議の上、取り決め致します。
- 4) 平成 25 年 12 月 2 日より全車台貫計量とさせていただきます。

## 10. 処分料金

各廃棄物に対し、個別にお見積致します。弊社営業部署又は担当者にお申し付けください。

### 11. 搬入予約

- 1) 搬入予約は FAX にて受付を行っております。  
搬入予定表は弊社ホームページより取得をお願い致します。

京葉興業ホームページ

<https://www.keiyokogyo.co.jp/publics/index/78/>

TOP ページ> 廃水処理プラント公開情報> II.搬入関連> 搬入予定表

予約受付時間 平日：午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

土日、祝日については、休日前日までに予約をお願い致します。

搬入予定表送信先（廃水処理プラント）：FAX 03-5606-1870

- 2) 搬入予約のない車両やマニフェスト伝票のない車両は、受付できませんのでご注意ください。

## 1 2. 場内搬入手順

- 1) 伝票の記載事項（廃棄物の種類、処分業者欄等）のご確認。搬入車両については、運搬する廃棄物の運搬許可表示が必要です。
- 2) 車両をトラックスケールへ載せ、受付へマニフェスト伝票を提出し、受付手続きと計量手続きを行ってください。受付前の投入は厳禁とします。
- 3) 受付手続きの際に指定した投入場所へ車両をご移動ください。また、場内で待機する場合は、ハザードランプを点滅させ順番までお待ちください。
- 4) 周囲の安全を確認し入室し、ホースを使用して投入作業を行ってください。吐き出しの際は圧力を高くしすぎないようにご注意ください。投入時は臭気対策のため、シャッターを閉めていただきますようお願い致します。
- 5) 投入時に使用した投入ホース又は洗浄水ホースは元の位置に片付けていただきますようお願い致します。また、投入口周りに飛散した場合は、備え付けの洗浄水を使用し、洗浄していただくようお願い致します。
- 6) 投入作業後は、速やかに退室し、受付にて処理後の伝票をお受け取りください。

## 1 3. 運搬～受付～搬入時の注意事項

次の注意事項をお守りいただきますようお願い致します。

### 1) 運搬時

#### ①積載廃棄物の飛散又は落下防止措置

②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、道路交通法等の厳守（「東京都立東部寮育センター」付近の周回道路は、最大積載量 3t 以上の車両が通行不可となります。）

### 2) 場内

①待避場所では、手前から順に駐車してください。混雑の際は係員が誘導します。

②車内のゴミ又は契約外の作業ゴミ（ウエス、コンクリガラ等）は、必ずお持ち帰りください。

③場内は禁煙となります。

④臭気対策のため、入退室時のシートシャッターの開閉にご協力ください。

⑤搬入作業時は必ずヘルメットを着用してください。

お持ちで無い場合は、備え付けのヘルメットをお使いください。

⑥搬入作業時は素手やサンダルでの作業は行わないでください。

⑦施設内での車両事故等に関しての責任は、負いかねますのでご注意願います。

⑧搬入時車両等による弊社設備品破損等に関しては、お客様の責において弁償していただく場合がございます。

⑨場内及び投入室は安全及び保安全管理上、監視カメラを作動しております。ご了承ください。

⑩場内の備品は持ち帰らないようお願いいたします。

⑪その他、弊社係員の指示に従ってください。

### 3) 毒性ガス（硫化水素等）の含まれる汚泥の搬入手順

排出作業時の安全を確保するため、毒性ガスが含まれると予想される場合は、以下の手順での搬入をお願いしております。また、毒性ガスが高濃度である場合は、搬入をお断りする場合があります。

- ①マニフェストを提出する際に、汚泥に毒性ガスが含まれる場合は、受付にお伝えください。
- ②毒性ガスが含まれる汚泥の排出作業時は、他車両は同時に作業できません。投入室内で他車両が作業中の場合は、退室までお待ちください。
- ③シートシャッターを閉めずに通気を確保してください。
- ④排出前に周囲に人がいないことを確認し、人がいる場合は、ガス発生の危険性があることを伝え避難させてください。また、人が近づかないようお声掛けください。
- ⑤汚泥排出の際は、ガスマスクの保護具の着用を行い自身の安全確保に努めてください。
- ⑥ガス警報器が鳴った場合や強臭、異臭を感じた場合は、直ちにその場から離れてください。
- ⑦汚泥投入口付近での作業はなるべく避け、他の搬入業者の投棄物にも注意を払い作業後は、速やかに退室してください。
- ⑧吸引車のタンク内には、高濃度の毒性ガスが混入（残留）されている場合があります。ハッチを開ける際は、むやみに顔を近づけないでください。

## 1 4. 抜取検査

- 1) 排出事業者様ごとに、不定期で、廃棄物の抜取検査を行います。
- 2) 受入基準に適合しないことが判明した場合には、その廃棄物を持ち帰っていただきます。その際の収集運搬の費用は、弊社では負担しかねますのでご了承ください。
- 3) 判定基準以上の結果が出た場合は、速やかに原因を調査し、対処してください。
- 4) 抜取検査で基準違反があった場合は、契約解除又は、改善するまでの間、受入中止とさせていただきます。

## 1 5. 受入停止・受入拒否

次に該当する場合は、受入停止とさせていただきます。

- 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、関係法令、弊社の自主基準、委託契約、この「搬入の手引き」を遵守しないとき
- 2) 申込書等に虚偽又は不正を発見したとき
- 3) 弊社の二次処理提携先の最終処分業に支障があると認めたとき
- 4) 弊社処理場の係員の指示に従わないとき
- 5) 搬入車両に廃棄物の運搬許可表示がないとき
- 6) 目視検査、抜取検査に応じないとき



7) 一般廃棄物と産業廃棄物を混載して搬入したとき

#### **16. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い**

1) 原則、マニフェスト伝票はC 1 票、E 票のみをお預かり致します。

2) E 票は、最終処分終了後、弊社にて二次マニフェスト照合後、10日以内に郵送致します。